

交付図書の訂正について

平成23年7月15日付けで入札公告を行った「東北自動車道 福島管内（下り線）舗装災害復旧工事」に係る交付図書の内容の一部に誤りがありましたので、以下のとおり訂正します。

平成23年8月17日
(契約責任者) 東日本高速道路株式会社東北支社
支社長 鈴木 辰夫

平成23年度
東北自動車道
福島管内（下り線）舗装災害復旧工事

図書交付資料正誤表

東日本高速道路株式会社
東北支社 福島管理事務所

特記仕様書

誤	正																														
<p>14. 環境保全に関する事項</p> <p>14-1 砂塵等の防止 受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。</p> <p>14-2 高速道路の環境美化 受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。</p> <p>14-3 騒音等に関する配慮 受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。</p> <p>14-4 環境保全に関する費用 環境保全に関する事項に要する費用は、関連する諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p>	<p>14. 環境保全に関する事項</p> <p>14-1 砂塵等の防止 受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。</p> <p>14-2 高速道路の環境美化 受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。</p> <p>14-3 騒音等に関する配慮 受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。</p> <p>14-4 環境保全に関する費用 環境保全に関する事項に要する費用は、関連する諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p>																														
<p>15. 建設副産物の活用</p> <p>15-1 建設副産物の活用等</p> <p>(1) 建設副産物の活用は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">建設副産物</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">発生場所</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">数量</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">活用方法等</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">アスファルト・コンクリート塊</td> <td style="padding: 2px;">本宮 IC～白石 IC 間 既設舗装の切削・取壟し</td> <td style="padding: 2px; border: 2px solid red;">約 62,500t</td> <td style="padding: 2px;">再資源化施設 再生アスファルト プラント</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">建設発生土</td> <td style="padding: 2px;">本宮 IC～白石 IC 間 捨土掘削</td> <td style="padding: 2px; border: 2px solid red;">約 4,100m³</td> <td style="padding: 2px;">本特記仕様書 5-2 自工区外盛 土場に関する事 項</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、再生アスファルト碎石の材料に使用するアスファルト・コンクリート塊(切削材等)は、その必要量を本特記仕様書 5-1 に記載の仮置き場へ一時運搬後、再生アスファルトプラントに運搬処理するものとする。</p> <p>(2) 建設副産物を再資源化施設へ搬出する場合は、次によるものとする。</p> <p>1) 搬出場所 現場から概ね 40km 以内の再資源化施設</p> <p>2) 受入条件 受入曜日: 土曜、日曜及び祝祭日以外の曜日 受入時間: 24時間 仮置の有無: 有 小割条件: 50cm 以下</p> <p>15-2 施工計画書</p> <p>(1) 共通仕様書 1-28-2(1)に規定する計画書の様式は、CREDAS システムの様式とする。</p> <p>(2) 受注者は、建設リサイクル法に基づき、工事及び工程の概要、工事の着手時期、分別解体の計画、特定資材の種類及び発生見込量、解体工事における技術管理者等、同法に基づき当社が都道府県知事(建築主事を置く市町村で施工するものについては、市長村町)に届け出る事項を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>15-3 実施記録及び記録の保存</p> <p>(1) 共通仕様書 1-28-2(2)に規定する実施記録の様式は、CREDAS システムの様式とする。なお、監督員が実施記録の提出を求めた場合は、これに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、建設リサイクル法に基づき、再資源化が完了した際は、監督員に報告(様式-5)するとともに、当</p>	建設副産物	発生場所	数量	活用方法等	摘要	アスファルト・コンクリート塊	本宮 IC～白石 IC 間 既設舗装の切削・取壟し	約 62,500t	再資源化施設 再生アスファルト プラント		建設発生土	本宮 IC～白石 IC 間 捨土掘削	約 4,100m ³	本特記仕様書 5-2 自工区外盛 土場に関する事 項		<p>15. 建設副産物の活用</p> <p>15-1 建設副産物の活用等</p> <p>(1) 建設副産物の活用は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">建設副産物</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">発生場所</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">数量</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">活用方法等</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">アスファルト・コンクリート塊</td> <td style="padding: 2px;">本宮 IC～白石 IC 間 既設舗装の切削・取壟し</td> <td style="padding: 2px; border: 2px solid red;">約 62,400t</td> <td style="padding: 2px;">再資源化施設 再生アスファルト プラント</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">建設発生土</td> <td style="padding: 2px;">本宮 IC～白石 IC 間 捨土掘削</td> <td style="padding: 2px; border: 2px solid red;">約 3,900m³</td> <td style="padding: 2px;">本特記仕様書 5-2 自工区外盛 土場に関する事 項</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、再生アスファルト碎石の材料に使用するアスファルト・コンクリート塊(切削材等)は、その必要量を本特記仕様書 5-1 に記載の仮置き場へ一時運搬後、再生アスファルトプラントに運搬処理するものとする。</p> <p>(2) 建設副産物を再資源化施設へ搬出する場合は、次によるものとする。</p> <p>1) 搬出場所 現場から概ね 40km 以内の再資源化施設</p> <p>2) 受入条件 受入曜日: 土曜、日曜及び祝祭日以外の曜日 受入時間: 24時間 仮置の有無: 有 小割条件: 50cm 以下</p> <p>15-2 施工計画書</p> <p>(1) 共通仕様書 1-28-2(1)に規定する計画書の様式は、CREDAS システムの様式とする。</p> <p>(2) 受注者は、建設リサイクル法に基づき、工事及び工程の概要、工事の着手時期、分別解体の計画、特定資材の種類及び発生見込量、解体工事における技術管理者等、同法に基づき当社が都道府県知事(建築主事を置く市町村で施工するものについては、市長村町)に届け出る事項を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>15-3 実施記録及び記録の保存</p> <p>(1) 共通仕様書 1-28-2(2)に規定する実施記録の様式は、CREDAS システムの様式とする。なお、監督員が実施記録の提出を求めた場合は、これに従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、建設リサイクル法に基づき、再資源化が完了した際は、監督員に報告(様式-5)するとともに、当</p>	建設副産物	発生場所	数量	活用方法等	摘要	アスファルト・コンクリート塊	本宮 IC～白石 IC 間 既設舗装の切削・取壟し	約 62,400t	再資源化施設 再生アスファルト プラント		建設発生土	本宮 IC～白石 IC 間 捨土掘削	約 3,900m ³	本特記仕様書 5-2 自工区外盛 土場に関する事 項	
建設副産物	発生場所	数量	活用方法等	摘要																											
アスファルト・コンクリート塊	本宮 IC～白石 IC 間 既設舗装の切削・取壟し	約 62,500t	再資源化施設 再生アスファルト プラント																												
建設発生土	本宮 IC～白石 IC 間 捨土掘削	約 4,100m ³	本特記仕様書 5-2 自工区外盛 土場に関する事 項																												
建設副産物	発生場所	数量	活用方法等	摘要																											
アスファルト・コンクリート塊	本宮 IC～白石 IC 間 既設舗装の切削・取壟し	約 62,400t	再資源化施設 再生アスファルト プラント																												
建設発生土	本宮 IC～白石 IC 間 捨土掘削	約 3,900m ³	本特記仕様書 5-2 自工区外盛 土場に関する事 項																												

特記仕様書

誤

単価表の項目	作業内容	適用土質
盛土工	1) 購入した材料で、路体及び上下部路床敷均	購入碎石
盛土工A	2) 含水比調整、締固め、整形及び仕上げ	

※共通仕様書 2-7-4 に規定するモデル施工は行わないものとする。

17-4 のり面工

17-4-1 植生基材吹付工

共通仕様書 4-8-2 及び 4-9-3 に規定する種子の種類及び使用量は、次のとおりとする。なお、配合の変更を指示した場合であっても軽微な場合は、契約単価の変更は行わないものとする。

単価表の項目	品種	数量	備考
植生基材吹付工	トルフェスク(わい性種)	6.6g/m ²	
人工基材(t=3cm)	ケンタッキーブルーグラス(わい性種)	2.0g/m ²	
	コニアル・ベントグラス	0.5g/m ²	

17-5 用・排水溝

17-5-1 種別

共通仕様書 5 章の種別に下記を追加するものとする。

種別	区分内容
St・φ 0.30	既設用・排水溝を撤去・処分し、新たに2次製品を設置するもの。

17-6 蓋装工

17-6-1 試験施工

共通仕様書 13-4-6 及び 13-5-6 に規定する試験施工は行わない。

17-6-2 アスファルト混合物の材料及び基準

共通仕様書 13-5-2 に規定するアスファルト、アスファルト混合物に使用する骨材の粒度の種別、マーシャル試験の突固め回数等は、次のとおりとする。

単価表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材配合設計粒度	供試体の突固回数	混合物の種類	摘要
アスファルト混合物	ストレート	4.4%	最大粒径 40mm	両面 50 回	アスファルト安定処理混合物	土工部
加熱アスファルト安定処理路盤工(t=15cm)	アスファルト	60~80				
アスファルト混合物	ストレート	5.4%	最大粒径 40mm	両面 50 回	アスファルト安定処理混合物	土工部
アスファルトコンクリート	アスファルト					
基層工(t=10cm)		60~80				

17-6-3 支払

舗装工の支払は、共通仕様書 13-5-11 の規定に従って行うものとするが、契約単価には試験舗装に要する費用は含まないものとする。

共通仕様書 13-5-11 支払の項目に下記を追加する。

単価表の項目	数量の検測
13-(4) アスファルト混合物	
加熱アスファルト安定処理路盤工(t=15cm)	t
アスファルトコンクリート基層工(t=10cm)	t

正

単価表の項目	作業内容	適用土質
盛土工	1) 購入した材料で、路体及び上下部路床敷均	購入碎石
盛土工A	2) 含水比調整、締固め、整形及び仕上げ	

※共通仕様書 2-7-4 に規定するモデル施工は行わないものとする。

17-4 のり面工

17-4-1 植生基材吹付工

共通仕様書 4-8-2 及び 4-9-3 に規定する種子の種類及び使用量は、次のとおりとする。なお、配合の変更を指示した場合であっても軽微な場合は、契約単価の変更は行わないものとする。

単価表の項目	品種	数量	備考
植生基材吹付工	トルフェスク(わい性種)	6.6g/m ²	
人工基材(t=3cm)	ケンタッキーブルーグラス(わい性種)	2.0g/m ²	
	コニアル・ベントグラス	0.5g/m ²	

17-5 用・排水溝

17-5-1 種別

共通仕様書 5 章の種別に下記を追加するものとする。

種別	区分内容
St・φ 0.30	既設用・排水溝を撤去・処分し、新たに2次製品を設置するもの。

17-6 蓋装工

17-6-1 試験施工

共通仕様書 13-4-6 及び 13-5-6 に規定する試験施工は行わない。

17-6-2 アスファルト混合物の材料及び基準

共通仕様書 13-5-2 に規定するアスファルト、アスファルト混合物に使用する骨材の粒度の種別、マーシャル試験の突固め回数等は、次のとおりとする。

単価表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材配合設計粒度	供試体の突固回数	混合物の種類	摘要
アスファルト混合物	ストレート	4.4%	最大粒径 40mm	両面 50 回	アスファルト安定処理混合物	土工部
加熱アスファルト安定処理路盤工(t=15cm)	アスファルト	60~80				
アスファルト混合物	ストレート	5.4%	最大粒径 40mm	両面 50 回	アスファルト安定処理混合物	土工部
アスファルトコンクリート	アスファルト					
基層工(t=10cm)		60~80				

17-6-3 支払

舗装工の支払は、共通仕様書 13-5-11 の規定に従って行うものとするが、契約単価には試験舗装に要する費用は含まないものとする。

共通仕様書 13-5-11 支払の項目に下記を追加する。

単価表の項目	数量の検測
13-(4) アスファルト混合物	
加熱アスファルト安定処理路盤工(t=15cm)	t
アスファルトコンクリート基層工(t=10cm)	t

特記仕様書

誤							正						
(2)アスファルト再生骨材を使用する混合物							(2)アスファルト再生骨材を使用する混合物						
単価表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材配合設計粒度	供試体の突固回数	混合物の種類	摘要	単価表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材配合設計粒度	供試体の突固回数	混合物の種類	摘要
オーバーレイ工 基層(t=6 cm)	新アスファルト 改質アスファルト (一般用)	5.2% (※1)	最大粒径 20 mm	両面 50回	基層用混合物 アスファルト再生骨材の 最大混入率は30%まで	土工部	オーバーレイ工 基層(t=6 cm)	新アスファルト 改質アスファルト (一般用)	5.2% (※1)	最大粒径 20 mm	両面 50回	基層用混合物 アスファルト再生骨材の 最大混入率は30%まで	土工部
打換工 (t=15 cm)	新アスファルト ストレート アスファルト 60~80	4.3% (※2)	最大粒径 20 mm	両面 50回	アスファルト安定処理混合物 アスファルト再生骨材の 最大混入率は50%まで	土工部	打換工 (t=15 cm)	新アスファルト ストレート アスファルト 60~80	4.3% (※2)	最大粒径 20 mm	両面 50回	アスファルト安定処理混合物 アスファルト再生骨材の 最大混入率は50%まで	土工部
打換工 (t=18 cm)	新アスファルト ストレート アスファルト 60~80	4.3% (※2)	最大粒径 20 mm	両面 50回	アスファルト安定処理混合物 アスファルト再生骨材の 最大混入率は50%まで	土工部	打換工 (t=18 cm)	新アスファルト ストレート アスファルト 60~80	4.3% (※2)	最大粒径 20 mm	両面 50回	アスファルト安定処理混合物 アスファルト再生骨材の 最大混入率は50%まで	土工部
レベリング工 アスファルト安定 処理混合物	新アスファルト ストレート アスファルト 60~80	4.3% (※2)	最大粒径 20 mm	両面 50回	基層用混合物 アスファルト再生骨材の 最大混入率は50%まで	土工部	レベリング工 アスファルト安定 処理混合物	新アスファルト ストレート アスファルト 60~80	4.3% (※2)	最大粒径 20 mm	両面 50回	アスファルト安定処理混合物 アスファルト再生骨材の 最大混入率は50%まで	土工部

※1 新アスファルト+旧アスファルト

※2 新アスファルト+旧アスファルト+再生添加材

なお、再生骨材を使用しない混合物については、アスファルト量に変更が生じても、契約単価の変更を行わないものとする。

再生アスファルト混合物のアスファルト量は試験練りの結果をもって決定するものとする。なお、アスファルト再生骨材の配合比率に大きな変更が生じた場合はその旨を監督員に報告し、その費用については別途監督員と協議して定めるものとする。

17-8-5 再生アスファルト混合物の諸基準

再生アスファルト混合物の諸基準は「設計要領第1集舗装編」の関連各項によるものとする。

なお、アスファルトコンクリート再生骨材、再生用添加材の材料規格は舗装再生便覧((社)日本道路協会)によるものとする。ただし、アスファルト再生骨材として混入する材料は、本工事の工事箇所から発生したアスファルト廃材を使用するものとする。

アスファルト安定処理混合物の諸基準はアスファルト安定処理上層路盤タイプIを適用する。なお、粒度範囲の一部においてタイプIの粒度を満足できない場合は、その旨を監督員に報告し、その指示に従うものとする。

※1 新アスファルト+旧アスファルト

※2 新アスファルト+旧アスファルト+再生添加材

なお、再生骨材を使用しない混合物については、アスファルト量に変更が生じても、契約単価の変更を行わないものとする。

再生アスファルト混合物のアスファルト量は試験練りの結果をもって決定するものとする。なお、アスファルト再生骨材の配合比率に大きな変更が生じた場合はその旨を監督員に報告し、その費用については別途監督員と協議して定めるものとする。

17-8-5 再生アスファルト混合物の諸基準

再生アスファルト混合物の諸基準は「設計要領第1集舗装編」の関連各項によるものとする。

なお、アスファルトコンクリート再生骨材、再生用添加材の材料規格は舗装再生便覧((社)日本道路協会)によるものとする。ただし、アスファルト再生骨材として混入する材料は、本工事の工事箇所から発生したアスファルト廃材を使用するものとする。

アスファルト安定処理混合物の諸基準はアスファルト安定処理上層路盤タイプIを適用する。なお、粒度範囲の一部においてタイプIの粒度を満足できない場合は、その旨を監督員に報告し、その指示に従うものとする。